令和4年度 第1回豐明市障害者地域自立支援協議会 次第

令和5年2月13日(月) 午後2時~午後4時 豊明市総合福祉会館3階大会議室

あいさつ

議題

- 1 豊明市障がい者基幹相談支援センターの取り組みについて(報告) ・・・資料 1-1、1-2(当日配布回収)、1-3
- 2 豊明市児童発達支援センターどんぐりの取り組みについて(報告)
 ・・・資料2-1、2-2
- 3 障がい者相談支援事業委託実績(報告)・・・資料3
- 4 障がい児相談支援事業委託実績(報告)・・・資料4
- 5 地域生活支援拠点の整備について(報告)・・・資料5-1(参考)、5-2
- 6 豊明市日中サービス支援型共同生活援助の評価基準について(決議)
 - •••資料6
- 7 令和5年度豊明市障がい者自立支援協議会について(決議)・・・資料7

令和4年度 豊明市障がい者基幹相談支援センターの取り組みについて

1 相談的・専門的な相談支援

- ① 総合的相談支援 資料3「豊明市障がい者相談支援事業委託実績」のとおり
- ② 障がい及び障害福祉サービスについての理解促進 資料1-3 「障がい児者ひまわり作品展」実施報告書のとおり 「Life&Music~明日はもっとおもしろい」障害者週間啓発イベント 実施日12月3日(土)、講和と音楽会、参加者492名
- ③ 福祉サービス等の未利用者訪問 資料5-2 「障害福祉サービス等利用についてのニーズ調査について」のとおり

2 地域の相談支援体制の強化の取組

(2) 相談支援事業所連絡会

開催日程•場所	主な内容
	出席者:市内相談支援事業所相談員、地域福祉課、どんぐり、
全6回開催	地域アドバイザー、フィット
奇数月 第4月曜日	主な内容:ケース(困難、多課題等)からの地域課題。
豊明市総合福祉会館	情報伝達、相談支援報告、社会資源情報提供等。
	資料 1-2 「相談支援事業所からの課題について」のとおり

(3) 相談支援事業所研修会

開催日程•場所	主な内容
全6回開催 偶数月 第4月曜日 豊明市総合福祉会館	出席者:市内相談支援事業所相談員、地域福祉課、フィット等主な内容 ②事例検討 市内相談支援の困難ケースを検討。 ③研修 ・テーマ:「豊明市の重層的支援体制について」 講師:地域福祉課 ・テーマ:「知的障害のある8050世帯の生活をささえる。 権利擁護センターあすライツとともに」 講師:尾張東部権利擁護センターあすライツ ・テーマ:「高次脳機能障害のある人を支える地域連携」 講師:名古屋市高次脳機能支援センター ・テーマ:「親の会パステルとの意見交換(仮)」 講師:親の会パステル

(4) 相談支援事業所ピアリング

市内相談支援事業所7か所に実施。

相談支援専門員の担当件数が限界に来ており、新規相談の受け入れが難しくなっている。 新たに職員募集をかけている事業所があるものの、応募がないことも多い。また、「相談支援 初任者研修」に対する医療・事業所職員受講数も減っている。

(5) 権利擁護

① 障がい者虐待防止

虐待防止センターである地域福祉課と、緊急性の判断に必要な現状把握や支援会議出席、 リスクの軽減のための福祉サービス利用調整等、関係者と協力して対応した。 豊明市虐待防止連絡協議会出席。

② 成年後見制度の普及・啓発

尾張東部権利擁護センターあすライツや地域福祉課等と連携して、制度の申請について 支援した。保佐人や後見人等が選任されている方については生活状況や社会生活状況など 情報共有し必要な支援が受けられるようにした。

相談支援事業所研修会で、成年後見制度について、事例とともに相談支援の実践の場で活用できるようにした。

3 来年度の取り組みについて

(1) 相談支援の質の向上、相談支援体制整備

「相談支援事業所連絡会・研修会」で、個別ケースからの地域課題提言にむけて役立つ内容に取り組み、相談支援専門員の資質向上やいきづまり感の解消をめざす。事業所への相談支援初任者研修受講への呼びかけを行う。初任者研修、現任研修受講者へのインターバル実習の内容を充実させる。

(2) 自立支援協議会の活性化

「福祉サービス事業所連絡会」を継続開催し、コロナ時期で停滞していた顔のみえる関係づくりを復活させる。特に、新規開設の事業所や小規模な事業所を孤立させない経験を積んだ事業所とのネットワークづくりを意識する。

(3) サービス未利用の方の実態把握

地域生活支援拠点整備の課題である福祉サービス等未利用の方の生活状況の把握、福祉サービスや相談先についてのお知らせを継続実施する。また、必要な方にはサービス利用調整を行う。訪問調査を通じて見えてきた課題を協議会活動へつなげていく。

(4) 権利擁護

虐待防止、差別解消、意思決定支援について、事業所職員等対象の研修会を行う。また、 虐待対応について、初動期、緊急性の判断、支援の方向性、役割分担、期限、評価、フォローを虐待防止センターと的確に行う。

(5) 多職種・地域との連携

各種会議への出席を積み、関係機関とのネットワークづくりの取り組みを継続する。専門機関だけでなく、ボランティア団体や地域自治会、民生児童委員、家族会など地域へ出向き、さらに連携していけるようにする。

フィットや自立支援協議会の活動を、ホームページやSNS等を活用して、タイムリーな情報 共有や発信を行う。

重層的支援体制整備事業との連携。つながる会議、スーパーバイズ会議、分野ごとカンファ等を活用する。特に、基幹相談支援センターは、重層的支援でも根幹となる担い手であることを意識して、関係機関とともに取り組んでいく。

第11回ひまわり作品展 (障がい児者作品展) 実施報告

1 目 的

障がいのある方が心を込めて作った芸術作品を、多くの方に見ていただき、作品を通じて、障がい者・障がい児の個性を広く知ってもらう。また、市内障がい福祉事業所と共同で開催することで、作品を通じてのつながり、事業所間のつながり、地域とつながりをつくり、市内全体の障がい福祉についての理解促進や啓発につなげていく。

2 内容

- 豊明市在住または市内福祉事務所を利用されている方の、絵画や立体作品の展示
- ・ はばたき「スワロー」を利用されている方の絵画や立体作品の展示

3 開催日時

令和4年11月22日(火)~11月23日(水•祝) 9時00分~16時00分

4 会 場

豊明市共生交流プラザ カラット (豊明市二村台1丁目27番地)

5 主 催

豐明市、豐明市社会福祉協議会

6 事務局

豊明市障がい者基幹相談支援センターフィット

7 実施結果

来場者数 331名

作品出展数 205点(個人・共同作品) 作品出展事業所 12事業所(「はばたき」含む) 商品販売事業所 7事業所(「Syakyo's Kitchen」含む)

8 総 括

「豊明市共生交流プラザ カラット」を会場として開催することは初めてであったが、市内事業所の協力のもと、多くの作品が出展され盛大に開催することができた。カラットでの開催にあたり、来場者にすべての展示場所を周っていただくことが課題となっていたが、スタンプラリーを行うことによって、すべての作品を観て楽しんでいただくことができた。また、来場されたお客様向けに市内福祉事業所の商品を販売することで、来場者の楽しみができるとともに障がいのある方たちについての理解の促進を図ることにつながった。





令和4年度 豊明市児童発達支援センターどんぐりの取り組みについて(12月末現在)

1 相談支援事業

資料4「豊明市障がい児相談支援事業委託実績」のとおり

2 保育園等巡回支援事業

令和3年度まで豊明市子育て支援課にて実施 (内容)

・ 保育園、幼稚園から依頼を受け、巡回支援員が園等に訪問し、集団生活適応に向けた直接支援 及び職員へ情報提供を行う。

日付	5月26日	6月9日	6月30日	7月14日	8月25日	9月8日	9月29日
訪問先	青い鳥保育園	からたけ保育園	二村台保育園	舘保育園	中部保育園	栄保育園	青い鳥保育園
支援人数	2	1	2	2	2	3	2

日付	10月27日	11月10日	12月1日	12月22日
訪問先	星の城幼稚園	舘保育園	青い鳥保育園	沓掛けやき保育園
支援人数	1	2	1	2

計18名

3 発達相談 「けやき発達相談」

令和3年度まで豊明市子育て支援課にて実施 (内容)

・ 発達検査を行い、保護者・園等に対してお子様への関わり方の手がかりを提供する。

日付	4月14日	4月21日	5月12日	6月2日	6月9日	6月23日	7月7日
相談対象児	むつむ保育園年中	キャンセル	青い鳥保育園年中	星の城幼稚園年中	巡回相談に切り替え	二村台保育園年中	しらは東部保育園年少
相談対象児	栄小2年		_	しらほ東部保育園年長			舘保育園年中

日付	7月28日	8月4日	9月1日	9月8日	9月22日	10月6日	10月13日
相談対象児	舘保育園年少	しらは東部保育園年中	舘保育園年中	巡回相談に切り替え	栄中1年	星の城幼稚園年長	
相談対象児	からたけ保育園年長		からたけ保育園年少			二村台保育園年少	

日付	11月24日	12月8日	12月22日	保育
相談対象児	栄保育園年長	三崎小6年	巡回相談に切り替え	小学
相談対象児	栄保育園年長			中学

保育園・幼稚園 16名

小学校 2名

学校 1 名 <u>計19名</u>

4 親子通所 「たんぽぽ教室」

令和3年度までは親子通園施設どんぐり学園で実施。

週1日 → 週2日 に増

(内容)

・ 就学前の発達がゆっくりなお子様と保護者へ、遊びを通した様々な経験を提供する。

70 1 113 -	74.2.00	- (> 01.1	- 1 1110
クール	4~6月	7~9月	10~12月
火曜日コース	5組	8組	8組
水曜日コース	5組	7組	6組

延べ 計288組

5 児童発達支援 「どんぐり教室」

令和3年度までは親子通園施設どんぐり学園で親子通園を実施。令和4年度から児童発達支援事業に移行。 親子通園 → 単独通所 に変更

(内容)

・ 就学前の発達に支援が必要なお子様の通所施設。小集団の中で生活動作やコミュニケーションの力を 育成する。

 契約者数

 1歳児
 2名

 2歳児
 7名

 年少
 9名

5名

<u>季節の行事</u> ・夏祭り会 保護者

その他

・どんぐり教室説明会

•内覧会

•保護者会

・運動会・芋ほり

・保護者サロン

・_ラ 計23名 ・ク

クリスマス会

・保護者向け研修会

6 保育所等訪問支援

新規事業

年中

・ 園や学校等に在籍するお子様に対し訪問支援員が支援方法の提案を行う。 ※契約者なし

●現状と来年度について

- ・保育園等巡回相談支援と「けやき発達相談」は、市で実施していた時と同じレベルで継続実施している。
- ・ 親子通所「たんぽぽ教室」参加ケースの多くは、市の幼児健診事後教室である「なかよし教室」を経て参加 しているため、連携を図ったり、「なかよし教室」への訪問を実施。来年度もこうした連携を継続し、スムーズ な移行ができるようにしていく。
- 「たんぽぽ教室」後の繋ぎに関して、仕組みの構築が必要。来年度は次への繋ぎも大切にしていきたい。
- ・「どんぐり教室」(児童発達支援)の利用児童で来年度から保育園等に就園が決まった方が複数名おり、 移行のことを含め、こども保育課等と打ち合わせを実施。また再来年度のことも含め、学校支援室とも連携。 必要に応じて保育所等訪問支援に繋いで支援を実施する。
- ・ 昨年度の親子通園から児童のみの単独通所に切り替わり、親御さんから親同士の繋がりの心配の声があったため、毎月1回、親同士が顔を合わせる機会を作る。来年度も継続予定。
- ・ 感覚統合の遊具の充実により、理学療法士による個別活動のさらなる充実を図っていく。
- ・ 地域における中核的な施設として他機関とさらなる連携強化を図っていく。

豊明市療育支援事業所交流会 · 勉強会

- **1 目 的 ・** 事業所間の横の繋がり(ネットワーク)の形成
 - ・ 保育分野の方に療育支援の一部を知っていただく機会にする
 - ・ 今後、地域の療育を考えていく機会の足掛かりにしていく
- **2** 開催日時 令和4年11月10日(木)10:00~12:00
- 3 開催場所 豊明市総合福祉会館3階大会議室
- **4 出席者** 全41名(講師等協力機関含む)

[内訳]

市内障害児通所支援事業所 :29名 13事業所

保育関係者 :4名

愛知県医療療育総合センター:2名

社会福祉法人ひまわり福祉会:3名

豊明市子育て支援課 :1名

豊明市児童発達支援センター:2名

5 内 容 講演「児童福祉法の一部改正について」 自己紹介&事業所紹介 フリートーク

- 6 出席者意見
 - ・久しぶりに顔を合わせる機会を作っていただき良かった
 - ・普段お話ができない事業所の方とも話ができて良かった
 - ・定期的に開催してもらいたい
 - ・事業所だけではなく園の方とお話できたのがとても貴重な機会でありがたかった
 - ◎年2~3回ほどの開催を望む方が多数

令和4年度 豊明市障がい者相談支援事業委託実績(12月末現在)

1-1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	そのほか	合計
24	0	29	113	20	3	5	194

1-2 相談種別(延べ件数)

	支援方法										
訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支	援会議	関係機関	その他	合計		
하기다	木川伯畝	I+J J J	电动作政	电丁ノール	主催	参加	天	·C 07间			
51	114	49	423	15	12	15	450	10	1,139		

1-3 支援内容(延べ件数)

			/							
	支援内容									
福祉サービ スの利用等 に関する支 援	障害や症状 の理解に関 する支援	健康・医療 に関する支 援	不安の解 消・情緒安 定に関する 支援	保育・教育 に関する支 援	家族関係・ 人間関係に 関する支援	家計・経済 に関する支 援	生活技術に 関する支援	就労に関する支援	社会参加・余 暇活動に関 する支援	
450	23	121	67	14	124	78	31	113	23	
権利擁護に 関する支援	その他	合計								
25	70	1,139								

2 相談の傾向

- ・ 昨年度同様、8050世帯、7040世帯等の多問題家庭のケースが、コロナ禍のもと表面化してきている。親が障がいのある子と生活していたが、自分たちで養育することが難しくなってきており、医療機関にも未受診のまま生活していた等、今まで相談につながらなくとも暮らすことができていたものの行き詰まり、相談に訪れるケースが増加してきている。そのきっかけは、親の介護や世帯の経済的困窮であることも多い。「ひきこもり相談窓口 はばたき」、「生活困窮相談窓口 よりそい」、「地域包括支援センター」「重層的支援体制整備事業担当」等と連携をし、障がい者本人の相談や居場所支援、就労支援等とともに、世帯全体を継続的に支援することが必要となっている。
- ・ 就労に関しては、ハローワークや職業センター、職業訓練校、就労支援事業所、一般企業等、さまざまな相談支援先の情報が求められるようになってきている。地域で働く場をひろげていくためには、障がいのある方への就労相談とともに、雇用側へのサポートも必要となっている。社会とつながりながら暮らしていくことができるよう、障がい福祉サービス以外の社会資源の開発やつながりをつくることが必要となっている。
- ・ 病院ソーシャルワーカーからの相談も増えてきている。高次脳機能障がいの方の就労相談もあり、地域包括支援センターや高次脳機能支援センターと連携して相談にあたっている。
- ・ 精神障がいのある方の相談は例年多い。相談支援専門員の専門性の向上が求められるとともに、適切な治療の継続と制度の活用、その方が望む暮らしを福祉でサポートできるよう、医療・保健・福祉の関係機関での連携を築くことが重要である。また、近隣住民からの相談が入ることもある。地域住民への障がいについての理解や啓発を継続的に行い、安心して暮らすことができる地域づくりをしていくことが求められている。

令和4年度 豊明市障がい児相談支援事業委託実績(12月末現在)

1-1 相談人数実績(実人数)

身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能	その他	合計
2	7	17	3	45	0	12	86

1-2 相談種別(延べ件数)

	支援方法								
訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支	援会議	関係機関	その他	合計
Ē/J [□]	不仍怕談	IPJ1 J	电动作议	电リケール	主催	参加	天		
15	43	8	123	8	3	2	273	1	476

1-3 支援内容(延べ件数)

	F 4 107 - F 11 FF 11								
	支援内容								
福祉サービ スの利用等 に関する支 援	の理解に関	健康・医療 に関する支 援	内・旧和女	保育・教育 に関する支 援	家族関係・ 人間関係に 関する支援	家計・経済 に関する支 援	生活技術に 関する支援	就労に関する支援	社会参加・ 余暇活動に 関する支援
295	49	37	29	23	33	0	3	4	0
									_
権利擁護に 関する支援	その他	合計							
3	0	476							

2 相談の傾向

- ・ 豊明市児童発達支援センター開設に伴い、豊明市障がい児委託相談支援事業の場所も豊明市役所庁舎内から豊明市共生交流プラザカラットに移る。まだ相談先が変わった認知の低さもあり、相談件数は減少したものの、下半期に入ってからは相談件数も増えてきている。
- ・ 前年度から大きく傾向はかわらず、家庭力が脆弱化傾向にある。その主な原因は様々で貧困、ひとり親、障がいある方が複数いる、医療依存度の高い方、外国籍で言葉や文化に壁がある等々。そこから虐待や不登校に繋がっていることもある。複雑化したケースを1つ1つ丁寧に支援していくには他機関、多職種との連携は必須。
- ・ 豊明市内、児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は毎年のように増え、現在、豊明市児童発達支援センター含め18事業所がある。家庭のニーズに合わせ、選択することができる状態にあるが、医療的ケアの必要な児童や強度行動障がいがある児童は選択肢が少ない。
- ・ 就労移行支援事業所が令和4年度中に2事業所から1事業所となる。来年度以降、就労アセスメントをスムーズとれる仕組みを考えていく必要が出てくる。

豊明市地域生活支援拠点事業における対象事業

令和4年4月1日現在

拠点の機能	事 業	登録事業所及び指定年月日			
相談	相談支援事業所による相談支援 (障がい者)	障がい者基幹相談支援センターフィット 令和3年4月1日			
	障害サービス未利用者の 生活実態把握				
緊急時の受け入れ	短期入所施設の緊急時受け入れ	障害者支援施設ゆたか苑			
系心时00支(1)八40	应朔八川 他成 0 7 条 志 时 文 (1) 八 4 b	令和3年4月1日			
体験の機会・場の提供	短期入所施設による短期入所の	障害者支援施設ゆたか苑			
中級·列及云·物·列定民	体験受け入れ	令和3年4月1日			
東明的人材の確保,業成	専門的人材の確保・養成のための研修	障がい者基幹相談支援センターフィット			
导门的人的少惟床*食成	専門の人材の推体・食成の元級のが間に	令和3年4月1日			
地域の体制つくり	本事業における現状報告や	障がい者基幹相談支援センターフィット			
地域ツ州市プラ	検討・評価を行う場	令和3年4月1日			

地域生活支援拠点等の整備について

●趣旨

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

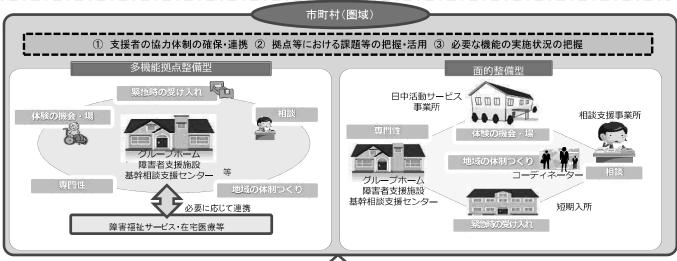
●必要な機能(具体的な内容)

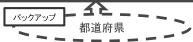
- 1) 相談
- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
- ② 緊急時の受け入れ・対応
 - 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の 受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- ③ 体験の機会・場
- 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- ④ 専門的人材の確保 ●養成
 - 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行う ことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- ⑤ 地域の体制づくり
- 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
- ※ 医療的ケアが必要な障害者等への対応が十分に図られるよう、多職種連携の強化、緊急時の対応等について、 医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせる。
- ※ 5つの機能以外に、地域の実情に応じた機能を創意工夫し、付加することも可能。
 - (例:「障害の有無に関わらない相互交流を図る機能」、「障害者等の生活の維持を図る機能」等)

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)

※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。





- 整備、運営に関する研修会等の開催
- 管内市町村の好事例(優良事例)の紹介
- 現状や課題等を把握、共有

地域生活支援拠点事業における相談事業

令和4年度 障がい福祉サービス未利用者のニーズ調査について

1 目 的

- 障がい者手帳を所持しており、障がい福祉サービスは未利用となっている方が、家庭でどのような生活を送っているか現状を把握する。
- ・ 家族が事故や病気等で不在になった場合に備えて、障がい福祉サービス等を含め今後の相 談先をお知らせする。

2 対 象

障がい者手帳所持の方のうち療育手帳Aの方 ※ 令和4年度

3 流 れ

対象者世帯へ、地域福祉課から訪問調査についてのお知らせを送付。

- ⇒ 障がい者基幹相談支援センターフィットから電話連絡。
- ⇒ フィットまたは地域福祉課職員等による訪問調査による聞き取り。質問調査票の回収。
- ⇒ 生活の様子をピアリングし緊急度判断。相談先のお知らせ。

4 実施状況

対象19世帯 6世帯に訪問・窓口相談実施(12月より開始)

見えてきたこと

- ・ 幼少期から適切な養育を受け、特別支援学校等を卒業後、地域の店舗や会社へ一般就労されている障がい者世帯もあった。
- ・ 家族間で工夫しながら生活しており、「ここまでが大変だった。やっと安定して生活を送ることができるようになった。現在の生活は穏やかでとても幸せ。現時点では困りごとはない」と、回答される世帯が多かった。
- ・ 長年に渡り、父母が障がい者の生活をささえてきたものの、60歳後半~70歳後半になり、「将来の不安がある」と質問調査に回答されている場合もあった。
- ・ 自営業で祖父母と両親と障がい者の世帯。家族全員で障がい者を介護しているが、「祖父母に 介護が必要となった場合に不安」と回答されている場合もあった。
- ・ 成年後見について、いつの段階で手続きをすすめればよいか、と考えているという回答もあった。
- ◎ 障がい者の生活をささえてきた両親や祖父母等に介護が必要になると、その影響で、障がい者の就労継続もが難しくなる。
- ◎ 障がい者自身が父母等の介護者となることについては、家族が想定していないことが多い。
- ◎ 親亡きあと、親に代わって、地域で障がい者の生活を支えるため、居住の場や金銭管理等、 多様な支援サービスが必要となってくる。

豊明市日中サービス支援型共同生活援助の評価基準 の制定について(骨子)

1 制定理由

平成30年4月の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、新たに「日中サービス支援型共同生活援助(グループホーム)」が、創設された。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第213条の10において、事業者は、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的(年1回以上)に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと定められている。そのため、本市における評価の具体的な取り扱いについて定めるものである。

2 施行日

令和5年4月1日

豊明市日中サービス支援型共同生活援助の評価基準(案)

(趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所における事業(以下「事業」という。)の実施状況等の評価等(以下「評価等」という。)を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 協議会 豊明市障害者地域自立支援協議会運営規則(平成26年豊明市規則第37号。以下「規則」という。)に定める豊明市障害者地域自立支援協議会をいう。
 - (2) 事業者 日中サービス支援型共同生活援助事業所を運営する者をいう。
 - (3) 委員 規則第3条に規定する協議会の委員をいう。
 - (4) 事務局 協議会の事務局をいう。事務局は健康福祉部地域福祉課に 置き、協議会の庶務を処理する。

(実施主体)

第3条 本市における評価等の実施主体は、協議会とする。

(評価等の目的)

第4条 評価等の目的は、事業の実施状況等について、事業者が定期的に協議会へ報告し、評価等を受けるとともに、委員から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図ることとする。なお、サービスの概要については、別紙「日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点」を参照。

(対象者)

第5条 評価等の対象者は、事業所の事業者及び事業者になろうとする者とす

る。

(評価等の実施)

第6条 この評価等は、事業者になろうとするものについては当該事業を開始 する前に、事業者については年に1回以上、協議会に対し、運営方針、活動 内容等を説明し、協議会による評価等を受けるものとする。

(事業開始前の評価について)

- 第7条 事業開始前の評価については、次の各号に掲げる書類により行うものとする。
 - (1) 事業者が作成する資料
 - ア 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業計画書(様式第1号) イ 位置図、配置図及び平面図
 - (2) 委員が記入する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業 評価シート(事業開始前) (様式第2号)
 - (3) 事務局が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果(事業開始前) (様式第3号)
 - 2 評価結果の取り扱いについては、事業者には、評価結果を事業運営にどのように取り入れたかについて、翌年度に実施する協議会に報告を求めることとする。

(事業開始後の評価について)

- 第8条 事業開始後の評価については、次の各号に掲げる書類により行うものとする。
 - (1) 事業者が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業報告書(様式第4号)
 - (2) 委員が記入する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業 評価シート(事業開始後) (様式第5号)
 - (3) 事務局が作成する資料 日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果(事業開始後) (様式第6号)
 - 2 評価結果の取り扱いについては、事業者には、評価結果を尊重し、事業 の質の向上に努めてもらうと共に、評価結果をその後の事業運営にどのよ うに取り入れたかについて、翌年度に実施する協議会に報告を求めること

とする。

(評価の流れ)

第9条 評価の流れは、次の表による。

1	協議前	(1) 事業者は、事業計画書(事業報告書)等を作成し協議
		会事務局へ提出
		(2) 事務局は、事業計画書(事業報告書) の内容を確認し
		委員へ送付
2	協議当日	(1) 事業者は、事業計画書(事業報告書) に沿って事業の
		内容を協議会に説明 (20分程度)
		(2)質疑応答(15分程度)
3	協議後	(1) 各委員は、評価シートを記入し事務局へ提出
		(2) 事務局は、各委員の評価シートを取りまとめ、評価結
		果を事業者へ送付

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、協議会で別に定める。 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別紙 (第4条関係)

日中サービス支援型共同生活援助の施行に向けた留意点

(平成30年2月26日 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 事務連絡より抜粋)

1 日中サービス支援型共同生活援助の趣旨について

日中サービス支援型共同生活援助 (グループホーム) は、障害者の重度化・ 高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入 所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとし ており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の 中核的な役割を担うことが期待される。

2 対象者について

日中サービス支援型グループホームの主な対象者は、重度化・高齢化のため 日中活動サービス等を利用することができない障害者(日によって利用することができない障害者を含む)であるが、共同生活援助の一類型であることから、 障害支援区分による制限は設けない。

なお、日中サービス支援型グループホームにおいては、支援の趣旨等を踏ま え、サテライト型住居の基準は適用しない。

3 常時の支援体制の確保について

日中サービス支援型グループホームにおいては、共同生活住居ごとに、昼夜 を通じて1人以上の世話人又は生活支援員を配置する。

なお、既存の建物を共同生活住居とする場合で、定員が11名以上の場合は、 ユニットごとに1人以上配置する。

4 支援の実施について

日中サービス支援型グループホームは、利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や 余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。

5 他の日中活動サービスの利用について

日中サービス支援型グループホームは、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られるよう、相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者と緊密な連携に努めなければならない。

6 基本報酬について

日中サービス支援型グループホームは、日中をグループホームで過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設け、1日単位で選択する仕組みとしているので、個別支援計画に基づき適切に運用すること。

なお、区分2以下の利用者に対して、グループホームにおいて日中支援を行 う場合は日中支援加算(Ⅱ)を算定する。

7 共同生活住居について

共同生活住居の入居定員は2人以上10人以下とする。

なお、共同生活住居ごとの独立性が確保され、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されている場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができ、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

立地については、他の類型と同様、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

また、従業者のみが使用する設備については、共有して差し支えないものと する。

8 短期入所の併設について

日中サービス支援型グループホームが行う短期入所(空床型を除く)は、原則として、日中サービス支援型グループホームと併設又は同一敷地内において行うものとする。

なお、短期入所の利用定員は、日中サービス支援型グループホームの入居定

員の合計が20人又はその端数を増すごとに1人以上5人以下とする。

9 事業所の単位について

日中サービス支援型グループホームの事業所指定は、他の類型と同様、一定の地域の範囲内に所在し、一体的なサービス提供に支障がない場合は、1以上の共同生活住居を一つの事業所として指定することができる。

10 地方公共団体が設置する協議会等への報告・評価について

日中サービス支援型グループホームは、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、地方公共団体が設置する協議会等(※)に対し、定期的に(年1回以上)事業の実施状況等を報告し、協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

※法第89条の3第1項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれ に準ずるものとして特に認めるもの(都道府県又は市町村職員、障害福祉サ ービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活 等の検討を行う会議等)

11 事業指定の申請について

都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

12 指定計画相談支援について

日中サービス支援型グループホームの利用者に対する指定計画相談支援の提供については、利用者の意向確認を適切に行う必要があることから、モニタリング実施標準期間を他の類型の指定共同生活援助よりも短く3月間とする。

また、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業計画書

	事業者(法人)名		人員	配置									
				ſ	常勤換算	(注1)	基準						
	事業者(法人)所在地		生活支援				(常勤換算 次の①~④ ①区分3の3	を合				日を通 生活支	
	事業所名						②区分4の ③区分5の ④区分6の	利用者 利用者	音数を6で際 音数を4で際	≹した数 ≩した数	接員	スは世 1人以上	
基	事業所の所在地		世話人	人			常勤換算 5で除した	で、ラ	利用者数		_		
基本情	事業開始予定日												
報	年	月 日	夜間支援従	事者		人	夜間及び 通じて1丿			<u>Ł</u>			
	共同生活住居(ユニ	ニット)名	共同生活化	住居所	听在地 ————————————————————————————————————		-		定員 (共同生	活援助)	定員(短	期入所)	
										人		人	
										人		人	
										人		人	
										Д		Д	
	障がい種別	身体		知的	人		精神	Į.		難病等	Ι		
	障がい特性等(医療的ケア、強度行動障がい、車椅子 利用等)	医療的ケ	P	人		E 行動	上 障がい	人	車格	5子利用者		人	
利	障がい支援区分	区分6 区分	f5 人	区分	4 人	区分	·3 人	区分	·2 人	区分1	人	非該当	人
用予算	年齢	60歳以上 50歳		40歳/	代人	30歳	代人	20歳	代人	10歳代			
定者		主に住居内で過ご	す利用者		人					•			
		別法人の日中活動で	サービス事	業所る	を利用す	る利用	者	人					
	日中の過ごし方	自法人の日中活動で	サービス事	業所る	を利用す	る利用	者	人					
		その他()	人		
	管理者												
従 事 者	サービス管理責任者												
者 (注2)	生活支援員												
	世話人												

(注1) 常勤換算とは、職員の勤務時間が「常勤職員の何人分に相当するか」を計算するもの。 (職員の勤務時間×人数) ÷常勤職員の勤務時間=常勤換算

(例) 常勤職員の勤務時間が8時間の事業で、4時間勤務のパート職員が4人いる場合 (4時間×4人) ÷8時間=常勤換算2.0人(算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨てる)

(注2) 障がい福祉分野での経験、従事内容及び期間、また研修等の受講経験及び資格等について具体的に記入してください。

(裏面に続く)

1 日中サービス支援型共同生活援助を開始する経緯や目的につて
(他の類型ではなく、日中サービス支援型共同生活援助を選んだ経緯や目的等を記入してください。)
2 支援の実施について
(日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮しどのように支援を行う予定か、また、利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の援助をどのように行う予定か記入してください。)
COLUMN THE COURT OF SECOND COURT OF THE COUR
3 家族や地域住民との交流について
(家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みについて、年間予定や頻度等を記入してください。)
4 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について
(利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等
の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者とどのように緊密な連携に努め
る予定か記入してください。)
5 利用者の健康管理について
(医療機関との連携内容、医師や看護師の訪問の有無及び頻度、日々の健康管理方法等の予定について記入してください。)
6 支援の質の確保について
(常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、技術指導及び資格取得支援等)にどのように 取り組む予定か記入してください。)

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価シート (事業開始前)

	委員氏名			
--	------	--	--	--

事業者(法人)名	事業所名	

評価項目(○を付け	る)	主な評価ポイント
1 日中サービス支援型共同 生活援助を開始する経緯や目 的について	A B C	・障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されたサービスであることを理解し、単に「報酬単価が他の類型よりも高額であるから」等でなく、外部の日中活動サービス等を利用できない方を積極的に受け入れる方針である等、当該類型で事業を行う目的が明確であるか。
2 支援実施について	A B C	・日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮した支援が計画されているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援が計画されているか。 ・日中に居室内のみで過ごすこととならないよう、必要な交流スペースや設備等が確保されているか。
3 家族や地域住民との交流について	A B C	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。
4 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A B C	・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が 運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めるよ う計画されているか。
5 利用者の健康管理について	A B C	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
6 支援の質の確保について	A B C	・常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、 技術指導及び資格取得支援等)のための取り組みが計画されているか。

A評価:計画内容が優れており、事業に対して期待できる。

B評価:事業の制度や趣旨を理解し、計画内容が考えられている。

C評価:計画内容が十分でなく、見直しが必要である。

評価内容	

事業者(法人)名

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果(事業開始前)

協議の場	年度	豊明市地域自立支援協議会	(年	月	日開催)

事業所名

評価項目(○を付け	る)	主な評価ポイント
 1 日中サービス支援型共同	A 人	┃・障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設されたサービスであることを理
生活援助を開始する経緯や目的について	В 人	「切サービス等を利用できない方を積極的に受け入れる方針である等、当該類型で事
HAIC AV.C	C 人	業を行う目的が明確であるか。
	A 人	援が計画されているか。
2 支援実施について	B 人	・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援が計画されているか。
	C 人	・日中に居室内のみで過ごすこととならないよう、必要な交流スペースや設備等が確保されているか。
	A 人	
3 家族と地域住民との交流 について	В Д	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保 するための取り組みが行われているか。
	C 人	
4 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A 人	↑・利用者の意向に反して日中沽動サービス等の利用か制限されることなく、個々の
	В 人	利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が 運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めるよ
X IVIC JV · C	C 人	う計画されているか。
	A 人	
5 利用者の健康管理について	В 人	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問 の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
	C 人	
	A 人	
6 支援の質の確保について	В 人	・常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、 技術指導及び資格取得支援等)のための取り組みが計画されているか。
	C 人	
	A 人	
合計	В 人	
	C A	

A評価:計画内容が優れており、事業に対して期待できる。

B評価:事業の制度や趣旨を理解し、計画内容が考えられている。

C評価:計画内容が十分でなく、見直しが必要である。

評価内容

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業報告書

	事業者(法人)名		人員配置						
				常勤換算(注2)	基準				
基本情	事業者(法人)所在地		生活支援員 人	人	次の①~④			※1日を通じて生活支	
報(報事業所名				③区分5の	利用者数を	·6で除した数 ·4で除した数 ·2.5で除した数	援員又は世 話人1人以	上
	事業所の所在地		世話人		常勤換算	☆ 利用=	女米な さ	_	
年	事業開始予定日		人	人			自纵を		
月	年	月 日	夜間支援従事者	,	夜間及び通じて1人	深夜の時	間帯を		
日時点)	共同生活住居(ユニ	ニット) 名	共同生活住居	所 在地		定員	(同生活援助)	定員 (短期入所))
()							人	人	
(4							人	人	
注 1							人	٨	
0							人	<u></u>	
	運営に関する特色、 成果及び課題等	工夫、							
共	合計	, <u> </u>	障がい種別 (重複はそれぞれ		体	知的	精神	難病等	Y
共同生活援	障がい特性等(医療的ケア、強度行動障がい、車椅子 利用等)	医療的ケ			動障がい	人	車椅子利用者	人	
助 の	障がい支援区分	区分6 区分	·5 区分 人	·4 区:	分3 人	区分2	区分1 人	非該当 人	人
利 用	年齢	60歳以上 50歳		法代 30i	歳代人	20歳代	10歳代	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
者(主に住居内で過ごっ	上利用者	人					
	日中の過ごし方	別法人の日中活動は	ナービス事業所	を利用する利	用者	人			
年	(重複はそれぞれ 記入) 自法人の日中活動サービス事業所を利用する利用者 人								
月		その他()	人	
日時	日中活動サービス の利用状況(重複	生活介護	人	自立訓練(幾能訓練)	人	自立訓練(生	活訓練)	人
点)	はそれぞれ記入)	就労移行支援	人	就労継続支	援(A型)	人	就労継続支援	E (B型)	人
(別法人の指定特定権	目談支援事業所	による計画作	成者	人			
注 1)	計画相談支援	自法人の指定特定権	目談支援事業所	による計画作	成者	人			
		セルフプラン	人						
(共同生活援助。 年 月 日~ 年	月 日時点) (注3)	人	主な退所理	理由				
(短期入所の 年 月 日~ 年		利用者延べ数 うち、緊急利	人 用者延べ数	人	(注4)			

- (注1) 評価を受ける日の前月末時点の情報を記入。
- (注2) 常勤換算とは、職員の勤務時間が「常勤職員の何人分に相当するか」を計算するもの。 (職員の勤務時間×人数) ÷常勤職員の勤務時間=常勤換算
 - (例) 常勤職員の勤務時間が8時間の事業で、4時間勤務のパート職員が4人いる場合 (4時間×4人) ÷8時間=常勤換算2.0人(算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨てる)
- (注3) 初めて評価を受ける場合は、「事業開始日から今回評価を受ける日の前月末」の情報を記入。2回目以降の評価を受ける場合は、「前回の評価を受けた月から今回評価を受ける日の前月末」の情報を記入。
- (注4) 介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者(「緊急短期入所受入加算」の対象者)。

1	出同生活揺助にへ	1.	17

(重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を積極的に受け入れたか、また、障がい者支援施設や精神 科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うためどのように取り組んだか、事例を交えて具 体的に記入してください。)

2 短期入所について

(地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んだか、事例を交えて具体的に記入してください。)

3 協議会からの評価結果への対応について

(協議会からの評価結果を事業運営にどのように取り入れたか、事例を交えて具体的に記入してください。)

4 支援の実施について

(日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮しどのような支援を行ったか、また、利用者が充実した地域 生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援をどのように行ったか、事例を交えて具体的に記入してください。)

5 家族や地域住民との交流について

(家族や地域住民との交流の機会を確保するためにどのような取り組みを行ったか、事例を交えて具体的に記入してください。)

6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について

(利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者とどのように緊密な連携に努めたか、事例を交えて具体的に記入してください。)

7 利用者の健康管理について

(医療機関との連携内容、医師や看護師の訪問有無及び頻度、日々の健康管理方法等について、事例を交えて具体的に記入してください。)

8 支援の質の確保について

(常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、技術指導及び資格取得支援等)にどのように取り組んだか、事例を交えて具体的に記入してください。)

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価シート (事業開始後)

委員氏名	

事業者 (法人) 名	事業所名	

評価項目 (○を付ける)		主な評価ポイント
1 日中サービス支援型共同 生活援助について	A B C	・重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者を 積極的に受け入れているか。 ・障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、 地域生活支援の中核的な役割を担っているか。
2 短期入所について	A B C	・地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んでいるか。
3 協議会からの評価結果への対応について	A B C	・協議会からの評価結果を尊重し、事業運営に取り入れるとともに、事業の質の向上に努めているか。
4 支援の実施について	A B C	・日中を住居内で過ごす利用者に対して、個々のニーズや障がい特性に配慮した援助が行われているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生活上の支援が行われているか。
5 家族や地域住民との交流 について	A B C	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。
6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A B C	・利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めているか。
7 利用者の健康管理について	A B C	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
8 支援の質の確保について	A B C	・常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、 技術指導及び資格取得支援等)のための取り組みが行われているか。

A評価:取組内容が優れている。

B評価:事業の制度や趣旨を理解し、取り組んでいる。

C評価:取組内容が十分でなく、改善が必要である。 (裏面に続く)

評価内容、要望及び助言	

日中サービス支援型共同生活援助に係る事業評価結果 (事業開始後)

協議の場	年度	豊明市地域自立支援協議会	(年	月	日開催)

事業者(法人)名	事業所名	
----------	------	--

評価項目(○を付け	る)	主な評価ポイント
1 日中サービス支援型共同 生活援助について	A 人 B 人 C 人	積極的に受け入れているか。 ・障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、
2 短期入所について	A 人 B 人 C 人	・地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場として、緊急受け入れ等を含め、積極的な受け入れに取り組んでいるか。
3 協議会からの評価結果へ の対応について	A 人 B 人 C 人	・協議会からの評価結果を尊重し、事業運営に取り入れるとともに、事業の質の向上に努めているか。
4 支援の実施について	A 人 B 人 C 人	助が行われているか。 ・利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、外出や余暇活動等の社会生
5 家族や地域住民との交流 について	A 人 B 人 C 人	・地域社会との連帯とを確保する観点から、家族や地域住民との交流の機会を確保するための取り組みが行われているか。
6 特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者との連携について	A 人 B 人 C 人	利用者に対して適切な障がい福祉サービス等の利用が図られるよう、他の事業者が運営する特定相談支援事業者や障がい福祉サービス事業者と緊密な連携に努めてい
7 利用者の健康管理について	A 人 B 人 C 人	・利用者の健康状態を把握するにあたり、医療機関との連携、医師や看護師の訪問の有無、日々の健康管理方法等に問題はないか。
8 支援の質の確保について	A 人 B 人 C 人	・常時の支援体制の確保(職員採用、離職防止策等)、職員の資質の向上(研修、 技術指導及び資格取得支援等)のための取り組みが行われているか。
슴計	A 人 B 人 C 人	

A評価:取組内容が優れている。

B評価:事業の制度や趣旨を理解し、取り組んでいる。

C評価:取組内容が十分でなく、改善が必要である。

(裏面に続く)

評価内容、要望及び助言

令和4年度豊明市障がい者地域自立支援協議会

地域自立支援協議会

地域課題の抽出・共有

地域課題の検討・解決

相談支援事業所 連絡会•研修会

- 月1回開催
- ・ 地域課題の共有
- 各事業所の状況の確認
- 関係機関との連絡調整 メンバー

相談支援事業所、地域福祉課、 子育て支援課、フィット

報告

フィードバック

•年4回開催(5•9•11•1)

•年2回開催(必要に応じ随時開催)

•地域課題の共有・提言

•専門部会設置に関する検討

メンバー

- ・社会福祉課・子育て支援課
- ・各専門部会長 など

運営会議

・地域課題解決のための協力体制の構築

- ・地域課題の整理、振り分け
- •PT(部会)、自立支援協議会 の議題・内容の検討

- 相談支援アドバイザー
- ・フィット

運営の相談

依頼・

助言

部会設置

報告

PT(部会)

- ◆ 虐待防止
- ▶ 災害対策
- ▶子ども部会

〇会運営が指定する

事項の調査・研究

〇地域課題の具体的解決

方針の検討

報 告

相談支援事業所

個別の事例から地域課題を抽出 (フィットが定期訪問しサポート)

事務局:地域福祉課、一部委託:基幹相談支援センター

令和5年度豊明市障がい者地域自立支援協議会(案)

地域課題の抽出・共有

地域課題の検討・解決

相談支援事業所 連絡会・研修会

- 月1回開催
- ・ 地域課題の共有
- 各事業所の状況の確認
- ・ 関係機関との連絡調整メンバー

相談支援事業所、地域福祉課、子育て支援課、フィット、どんぐり

報告

相談支援事業所

・個別の事例から地域課題を抽出 (フィット・どんぐりが定期訪問し サポート)

地域自立支援協議会

- •年1~2回開催(必要に応じ随時開催)
- •地域課題の共有・提言

報告

フィードバック

- •専門部会設置に関する検討
- ・地域課題解決のための協力体制の構築

運営会議

- •年4回開催(5•9•11•1)
- ・地域課題の整理、振り分け
- ・部会、自立支援協議会の議 題・内容の検討

メンバー

- 相談支援アドバイザー
- ・フィット、どんぐり
- ・地域福祉課・子育て支援課
- ・各専門部会長 など

運営の相談

依頼•

助言

部会設置

報告

部会

- ◆おとな部会
 - (親なきあとを考える)
- ◆子ども部会

(医療的ケア児)

- ○福祉サービス事業所連絡会
- 〇会運営が指定する

事項の調査・研究

〇地域課題の具体的解決 方針の検討

事務局:地域福祉課、一部委託:障がい者基幹相談支援センター(フィット)・児童発達支援センター(どんぐり)1